［様式９－１］

福祉サービス等第三者評価結果

総 合 評 価

受診施設名	放課後等デイサービスこまち	施設種別	放課後等デイサービス （旧体系：　　）
評価機関名	一般社団法人京都ボランティア協会		

令和８年１０月２３日

総　　評	放課後等デイサービスこまちは、京都市中心部の市街地に位置し、住宅、商業施設などが混在する都市型の環境の中で運営しています。事業所開設が令和２年４月１日、現在の登録者数38人おられ、利用定員１日10名として運営しています。 6歳～18歳の児童（平均年齢12歳）を対象に、発達につまずきのある児童に、個別療育や集団療育をおこなっています。将来の就労や自立を見据え、学習や運動などを通して成功体験を積み重ね、自信を持って生活できるよう支援するとともに、利用者一人ひとりの個性や発達、特性を尊重し、安心して過ごせる居場所を提供し、日常生活に必要な力や社会性を身につけられるよう支援することを大切にしています。支援は職員がすべてをおこなうのではなく、利用者自身が「考える、選ぶ、やってみる」機会を大切にし、自分でできることを少しずつ増やしていくことを目指しています。また、困ったときに周囲へ助けを求めることも自立の一つとして捉えています。 サービスの質の向上に向けては、職員の研修や情報共有をおこない「チームとして支援することが重要である」としています。さらに、保護者や学校、関係機関との連携を深め、利用者の成長や変化を共有しながら、利用者の意思や気持ちを「はじめの会」や「おわりの会」で聞き取り「その子らしく成長できること」を大切にしながら、一人ひとりに合わせた支援をおこなっています。
特に良かった点（※）	**〇働きやすい環境の整備** 事業所では、職員が継続して勤務できる環境の整備に取り組んでいます。勤務条件については、残業の抑制や週休２日制、家庭の事情に配慮した時間短縮勤務や産前・産後休業、育児休業などワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みをおこなっています。福利厚生として、夏季の慰労会、年末の忘年会が会社から継続され、職員間の交流の場の提供があります。職員の育成については、未経験者も対象とした研修の機会を設けており、接遇やマナー研修などの法令に沿った各研修を実施しています。職員が業務に必要な知識や技術を身につけるための機会を確保し、支援の質の向上につなげる取り組みがおこなわれています。また、日々の業務においては、ICT化やクラウドサービスの導入による業務の効率化を積極的に進め、職員の業務負担を軽減しています。

	○管理者のリーダーシップ 管理者は関係法令を遵守し、必要な情報や研修内容を職員に周知しています。サービスの現状を定期的に評価・分析し、課題を把握するとともに、職員の意見を取り入れながら改善に努めています。また、職員研修を通して専門性を高め、サービスの質の向上を図っています。職員が安心して働けるように、相談しやすい環境づくりや業務の見直しなど、労働環境の整備にも取り組んでいます。 **○多彩なレクリエーション、外出イベント** 季節やテーマを決めての工作、壁に投影した映像と音楽に合わせて運動するリトミック、サーキットではブリッジやフラフープを並べ、またいだりくぐったりの障害物競走、風船バレーなどをおこなっています。また、地域のコンビニエンスストアで金額を決めその範囲での買い物体験を個別支援で検討し実施しています。土曜日の終日外出プログラムでは、地域の染め物屋で京友禅染めの体験、水族館や鉄道博物館に行く、京都市美術館で開催された「小さな巨匠展」には希望者全員で出かけ、利用者は絵画鑑賞を大いに楽しみました。また、京都市南部クリーンセンター「さすてな京都」へ環境学習、ヤマト宅急便やめんたいパーク琵琶湖の工場見学に出かけるなど、働くことを知る機会を提供しています。
特に改善が 望まれる点(※)	**○中・長期計画の策定** 中・長期計画が策定できていませんでした。事業所を安定して運営し、利用者により良い支援を継続して提供するためには、3～5年先を見据えた中・長期計画の策定が重要です。将来の利用者ニーズや職員体制、事業運営上の課題を見据え、事業計画と収支計画を明確にすることで、事業所の目指す方向性を職員間で共有できます。計画と実績を定期的に確認して、見直しながら支援の質の向上と持続可能な事業所運営につなげることを期待します。 **○非常勤職員との情報共有（会議内容、研修内容と研修受講）** 毎月1回の定例会議や研修に、非常勤職員の参加はありませんでした。非常勤職員数も多い職場でもあり、諸意見を会議に反映させ、内容を共有するシステム作りは必要ではないでしょうか。合わせて希望者には、研修にも参加できる体制を期待します。非常勤職員の意識やモチベーションを高め、サービスの質もより向上すると期待します。 **○各種マニュアルの見直し** 今回の自己評価や第三者評価を通してマニュアルに不足が見つかっています。感染症予防マニュアルでは新型コロナ対応方法を作成していますが、来所中の利用者の状態に異変（嘔気、嘔吐、下痢、37.5度以上の発熱など）が生じた時の症状別対応マニュアル、プライバシー保護マニュアルなど、他にもあるかと思いますが、再度見直しをおこない順次作成されることを期待します。

※それぞれ内容を３点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

［様式９－２］

【障害事業所版】

評価結果対比シート

受診施設名	放課後等デイサービスこまち
施設種別	放課後等デイサービス
評価機関名	一般社団法人京都ボランティア協会
訪問調査日	令和8年9月18日

Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評　価　細　目			評価結果	
						自己評価	第三者評価
Ⅰ－1 理念、基本方針	Ⅰ－1－(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		B	A

[自由記述欄]

通番1. 理念はホームページやパンフレットに記載している。理念に基づき職員一人ひとりが学び成長し、人間性を高めながら、利用者が安心して過ごせる環境づくりに努めている。あいさつと感謝の心を大切にし、一人ひとりに寄り添った支援を通して、利用者が「こまちを利用してよかった」と思っていただけるサービスを目指している。全体目標で「銭形スタンダード」を策定し、『売上や規模を追う前に、まず、私たちの「質」を磨き上げます。誰が担当しても高い水準のケアができる』と明文化している。理念は定例会議で職員に周知するとともに事務所に掲示している。利用者や家族には契約時に重要事項説明書を用いて説明している。部署目標を作成し、半期ごとにサービスの質について確認している。また、行事などの際、代表から理念についての話がある。

評価分類	評価項目	通番	評　価　細　目			評価結果	
						自己評価	第三者評価
Ⅰ－2 経営状況の把握	Ⅰ－2－(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	①	法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		B	B
		3	②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		A	A

[自由記述欄]

通番2. 地域における障害福祉・児童福祉の動向を的確に把握するため、管理者が京都市障害者地域自立支援協議会や下京区要保護待機児童連絡協議会などに参加している。社会福祉事業全体の動向や下京区における福祉・介護サービスの利用状況、地域で生じている課題、支援を必要とする利用者の状況等について情報収集をおこない、事業所として必要な支援や今後の地域ニーズについて把握・分析している。また、障害福祉サービスの利用者数や増加率、生活介護事業所等の社会資源の設置状況・地域別の分布およびその変化についても情報を収集し、地域におけるサービスの供給状況と需要の変化を確認している。中・長期計画が策定されていないため、把握した情報やデータが反映されていなかった。
通番3. 経営環境や経営状況を踏まえ、福祉サービスを取り巻く課題や問題点について、取締役5名で月1回の役員会で共有・検討している。利用者数や収支、人材確保、職員の負担、今後必要となる設備の整備などを確認し、数年後を見据えて、現在の事業を今後も継続していくかを具体的に検討している。役員会での内容は、定例会に下され、ラインワークスを通じて職員に周知している。

評価分類	評価項目	通番	評　価　細　目			評価結果	
						自己評価	第三者評価
Ⅰ－3 事業計画の策定	Ⅰ－3－(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		C	C
		5	②	中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。		B	C
	Ⅰ－3－(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		C	C
		7	②	事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。		C	C

[自由記述欄]

通番4. 理念に基づき、経営状況・環境の把握・分析などを踏まえた中・長期計画（事業計画と収支計画）が策定されていなかった。
通番5. 中・長期計画が策定されていないため、ビジョンの内容を反映した単年度計画策定には至っていない。
通番6. 単年度計画は、前期目標と後期目標の年2回策定している。①【最優先】圧倒的な「サービスの質の確立、②【理念】「あなたに出会えてよかった」の具現化③【基盤】「守り」を最強の「攻め」に：事故0への挑戦を掲げ日々の支援に取り組んでいる。定例会でサービスの実施状況に関し前期目標の振り返り、課題の検討を通しておこない、後期目標を策定し、職員に周知している。しかし、単年度計画の策定には、職員の意見を反映するには至っていなかった。
通番7. 事業計画の内、行事計画を利用者や家族に説明しているが、主な内容の周知・説明ができていなかった。

評価分類	評価項目	通番	評　価　細　目			評価結果	
						自己評価	第三者評価
Ⅰ－4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	Ⅰ－4－(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		C	B
		9	②	評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		C	B

[自由記述欄]

通番8. 週1回の定例会議で前週のサービス実施状況の課題についての振り返りと次週に向けての改善について検討している。月1回の管理者会議でもサービス実施状況の課題についてどう取り組んでいくかを検討している。事業所独自で自己評価を年1回実施し、PDCAサイクルに基づきサービスの質の向上の取り組みを検討している。しかし、第三者評価の受診は今回が初めてであった。
通番9. 事業所独自の自己評価総括表で課題を明確にし、定例会議で職員と共有している。職員の自己評価を基に、さらにサービスの質の充実に向けて取り組んでいる。第三者評価の受診が初めてであり、改善の課題の明確化ができていなかった。

Ⅱ　組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番		評　価　細　目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅱ－１－(１) 管理者の責任が明確にされている。	10	①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	C	B
		11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	B
	Ⅱ－１－(２) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	B	A
		13	②	経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	B	B

[自由記述欄]

通番10. 代表は自らの事業所の運営・管理に関する方針と取り組みを明確にするとともに、自らの役割と責任について広報誌やホームページで表明している。ホームページでは、銭形グループは、1995年の創業以来、「人と人とのつながり」を大切に、地域に根ざした介護・福祉サービスを提供している。ICTやクラウドサービスなどのテクノロジーを活用して業務を効率化し、職員がより多くの時間と心を「人」と「現場」に向けられる環境づくりを進めている。創業以来受け継いできた「現場主義」「人財育成」「地域への想い」を大切にしながら、地域福祉を支え、地域とともに歩み、「銭形に出会えてよかった」と思われる企業を目指している。しかし、業務分担表は作成しているが、責任の分掌化が不十分であり、有事における管理者の不在時における権限委任などが明確にされていなかった。
通番11. 管理者は呉竹文化センターでの集団指導に参加したり、京都市社会福祉協議会の外部研修に参加し、法令遵守の観点で取り組みをおこなっている。また、年1回、法令遵守の研修をおこない職員の意識を高めている。福祉分野以外の法令の情報収集は不十分で、リスト化がされていなかった。
通番12. 管理者は毎月1回の定例会議でテーマを設定し、福祉サービスの現状を評価・分析している。課題を共有し、改善に取り組むことでサービスの質の向上を図るとともに、職員の意識やモチベーションの向上につなげている。フロアの清掃が行き届かないことから、清掃チェックシートを設けて可視化するすることができた。利用者が主体的に行動できるよう、はじまりの会で取り組みを話し合っている。おもちゃの片付けや自分からの発信、フロアに座ることができた事例などを共有し、できることを増やす支援につなげている。資質向上の為の研修を月1回開催し福祉サービスの質の向上に努めている。
通番13. 代表は経営状況を把握し、財務、労務などの改善について、日々管理者と話し合っている。事業計画で「働きやすい事業所」を明文化し、時間短縮勤務や希望休、有給休暇などが取りやすい環境となっている。ICT化を進め、保護者とラインで利用者の様子を報告することで職員の業務負担の軽減につなげている。定例会議にはパート職員が参加できないため、同様の意識形成ができていなのが課題である。

評価分類	評価項目	通番		評　価　細　目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・養成	Ⅱ－２－(１) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	B	B
		15	②	総合的な人事管理が行われている。	B	A
	Ⅱ－２－(２) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	A	A

[自由記述欄]

通番14. 事業所は法令に沿った人員配置をおこなっている。事業計画で法人全体として、「200人体制に向けた組織づくり」を掲げ、定着率を高める育成と採用を目指している。児童指導員任用資格など、必要な資格取得費用は法人負担となっている。福祉人材確保については、人材紹介会社やハローワークを通している。今まで無資格者の採用をおこなっていたが、有資格者のみの採用に変更している。法人全体で就職フェアの参加をしている。常勤職員の紹介で採用できた場合は、紹介者、採用者それぞれ10万円の紹介料が支給される。しかし、人材確保の具体的な計画が策定されていなかった。
通番15. 「期待する職員像」は全体目標の『売上や規模を追う前に、まず私たち自身の「質」を磨き上げます。誰が担当しても高い水準のケアができる体制』と明文化している。人事基準はキャリアパスで明確に可視化されている。職員は半年に1回、管理者との面談で振り返りと、後期の目標設定をおこない、賞与に反映している。職員の処遇については絶対評価を採用している。キャリアパスには、職務等級一覧で、職員自らの将来を描くことができるようになっている。
通番16. 職員の有給休暇の取得状況、時間外データなどの就業状況は人事部で管理し、管理者と共有している。職員の心身状況は人事部からメールでアンケートを把握しておこなっている。また、人事部は半年に1回、ストレスチェックをおこなっている。管理者は職員と月1回、面談をおこない心身の状況を把握している。産前・産後休業、育児休業、時間短縮勤務などワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みをおこなっている。福利厚生では、年2回（夏・冬）法人全体で慰労会をおこない、また、法人が所有する大津市南比良の保養所は、職員、家族が無料で利用ができる。

評価分類	評価項目	通番		評　価　細　目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・養成	Ⅱ－２－(３) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	B	A
		19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	B	B
	Ⅱ－２－(４) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	C	B

[自由記述欄]

通番17.「期待する職員像」は全体目標の『売上や規模を追う前に、まず私たち自身の「質」を磨き上げます。誰が担当しても高い水準のケアができる体制』と明文化している。半年に1回、管理者と職員が面談を行い、これまでの業務や取り組みについて振り返りをおこなっている。その中で、一人ひとりの課題や今後取り組むべきことを確認し、後期に向けた個人目標を設定している。設定した目標については、定期的に進捗状況や達成度を確認し、年度末には目標に対する取り組みや成果を評価している。また、年度当初には前年度の目標達成度や評価を踏まえ、新たな個人目標を設定することで、職員一人ひとりの成長と業務の質の向上につなげている。
通番18.職員に必要とされる専門資格は、勤務表や重要事項説明書で確認できる。資質向上のための研修計画を作成し、毎月1回、研修を実施している。各職員の研修記録を確認できた。年1回、年間の研修計画を見直し、カリキュラムの見直しもおこなっている。
通番19.職員の知識、専門資格の取得状況は職員情報に記録している。新任職員にはOJT、メンター制度を取り入れ定着率を高め、「ここで働けてよかった」と思える伴走支援を強化している。職員が外部研修を受けられるように支援している。研修に参加できない、アルバイトやパート職員には伝達研修ができていなかった。また、階層別研修や職種別研修の参加の取り組みもなかった。
通番20.卒業論文の研究目的の大学生を実習生として受け入れをおこなっている。守秘義務の契約をおこない、ボランティア保険の加入をしている。しかし、実習生の受け入れに関わる基本姿勢やマニュアルが整備されていなかった。

評価分類	評価項目	通番	評　価　細　目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ－３ 運営の透明性の確保	Ⅱ－３－(１) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	B	B
		22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	B	B

[自由記述欄]

通番21.WAMNET（福祉・保健・医療の総合情報サイト）で事業所の財務状況、提供するサービス内容などを公開している。運営規程や重要事項説明書に苦情受付体制明記するとともに、第三者委員会を設置している。ホームページやブログ、年4回発行される広報誌「銭形Times」で事業所の情報を発信している。毎年開催する「銭形フェスティバル」は地域の方も参加され、事業所の存在意義を発信している。第三者評価の受診は今回が初めてである。
通番22.事業所における、事務、経理、取引などに関するルールと責任の明確化は不十分である。事務、経理、取引などについて必要に応じて公認会計士に相談ができる。取締役による内部監査はルールに沿い年1回おこなっている。社会保険労務士や税理士による経営状況の確認をおこない、指摘事項については改善している。

評価分類	評価項目	通番	評　価　細　目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献	Ⅱ－４－(１) 地域との関係が適切に確保されている。	23	①	障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	B	A
		24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	C	B
	Ⅱ－４－(２) 関係機関との連携が確保されている。	25	①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	B	B
	Ⅱ－４－(３) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	B	B
		27	②	地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	B	B

[自由記述欄]

通番23.理念の中に「地域に根ざし、開かれた事業所として歩みます」を掲げ、毎年事業所から地域に向けての「銭形フェスティバル」を開催し、交流の機会を設けている。障害者スポーツセンターのチラシの掲示や、２月に京都市美術館で開催された「小さな巨匠展」には希望者全員で車で出かけ、利用者は絵画鑑賞を大いに楽しんだ。また地域のコンビニでの買い物体験や、障害特性ニーズに応じた診療内科クリニックや相談支援事業所の紹介をおこなっている。
通番24.ボランティア受け入れやマニュアルなどの整備はないが、大学院生から研究目的（一部ボランティア活動がある）としての申し入れを受け長期での来所がある。期間や守秘義務などの誓約書を交わし、利用者への説明、学生への特性の対応説明、ボランティア保険の加入などの手続きを記録に残し、職員からのレクチャー日とボランティア日を分けているが、事前に家族への説明が不十分であった。
通番25.管理者は京都市障害者地域自立支援協議会（中部）や下京区要保護児童対策地域協議会に参加し、週１回の職員会議で情報を共有している。学校主催のケース会議への出席、複数箇所利用の利用者情報は他事業者とネットワークを図り連携している。放課後等デイサービスこまちとして必要な社会資源を明示したリスト化はできていなかった。
通番26.毎年事業所のスペースを活用し「銭形フェスティバル」を開催し、地域から300名ほどの参加がある。子どもたちがちぎり絵や手形アートで作成した看板で迎え、屋台や各種イベントなどで交流して、地域の活性化やまちづくりにも貢献している。法人は「介護分野の知見を得たい」との地域老人会からの要望を受け、「災害時の協力を含めた地域連携について」の話しをしている。しかし事業所として、地域に向けて専門性や特性を生かした講演会や研修、相談支援などの実施はなかった。
通番27.町内会に入り、ゴミの日は地域のゴミ管理をしている。管理者は、京都市障害者地域自立支援協議会（中部）や下京区要保護児童対策地域協議会に出席し、地域の福祉ニーズ把握に努めている。近年地域老人会との接点はできてきたが、民生委員・児童委員とのつながりや把握した福祉ニーズへの対応・計画への明示はなかった。

Ⅲ　適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番		評　価　細　目	評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
Ⅲ－１ 本人本位の福祉サービス	Ⅲ－１－（１） 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	①	障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B	B
		29	②	障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	B	B
	Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	B	B
		31	②	福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人（家族・成年後見人等含む）にわかりやすく説明している。	B	A
		32	③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B	B

[自由記述欄]

通番28. 事業所理念及び運営方針、銭形グループ2026年前期全社目標に「銭形スタンダード」がある。1.圧倒的な「サービスの質」の確立、2.「あなたに出会えてよかった」、3.「守り」を最強の「攻め」に：事故0への挑戦」などの目標を示し、個々に具体的な行動を示し職員全員に意識付けをしている。人権を尊重しているかどうかは、毎月「チェックシート」で確認している。「倫理綱領」としてのまとめが確認できなかった。業務マニュアルに不足がある。
通番29. 人権の尊重や権利擁護に関しては、「虐待防止と権利擁護」「身体拘束防止について」の研修がある。プライバシー保護は「接遇」や「思春期児童のかかわり方について」などの中で取り入れている。契約時に動画や写真に写ることの同意を利用者（家族）に得ている。プライバシーや権利擁護について配慮したサービスを提供しているが、「プライバシー保護マニュアル」は整備できていなかった。また、プライバシー保護に関して単独での研修（勉強会）はできていない。
通番30. パンフレットやホームページ、ブログ、年4回発行される広報誌「銭形Times」などで事業所の情報を発信している。毎年開催する「銭形フェスティバル」の時には、面会室に利用者の活動の様子のファイルを置き、地域の人々に発信している。見学希望も1～2回の来所日時を設定し、管理者が対応し現場を案内している。説明には文章にルビをふったり、名前はひらがなで統一している。利用者が動画や写真に映るのは、同意を得ることが困難なことも多く、あまりおこなっていない。利用希望者に対する情報について見直しができていなかった。
通番31. 利用開始時での説明に理解困難な利用者もおられ、常に家族とともに説明をしている。質問や不明点にも細やかに説明をしている。会話でコミュニケーションが取りにくい人も、見学をすることで納得する人もいる。個別支援計画の6か月ごとの更新時、児童発達支援管理責任者は利用者（家族）に説明をしている。利用者の中には理解が困難な人もおり、その場合は家族のみへの説明である。家族への説明を通して利用者が理解することを期待している。
通番32. 利用者の中には、生活介護事業所や就労継続支援B型事業所に移行する人もいる。相談支援事業所につなげて対応している。B型事業所には、夏休みに実習に行く児童もいる。通っている学校とも連携し必要な資料は提供している。福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書は確認できなかった。

評価分類	評価項目	通番		評　価　細　目	評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
Ⅲ－１ 本人本位の福祉サービス	Ⅲ－１－（３） 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	①	障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B	B
	Ⅲ－１－（４） 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	B	B
		35	②	障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	C	A
	Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	B	B
		37	②	感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	B	B
		38	③	災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	B	B

[自由記述欄]

通番33.利用者のニーズは日々の関わりの中や送迎時、はじまりの会やおわりの会でも聞き取っている。個別支援計画の見直し時にはラインワークスで利用者（家族）とつながり、状況説明や意向を聞き取っている。利用者からも「楽しい」や「いや」の言葉があるが、基本的には家族からの相談や意見が多い。事業所に来所し個室での話し合いもしている。また、顧客満足度調査（アンケート）を年1回おこない、内容は定例会議で話し合い検討している。利用者の自治会や利用者同士で定期的に話し合う機会は設定できていなかった。
通番34.「苦情処置マニュアル」がある。重要事項説明書に「苦情受付の対応」を記載して、苦情受付窓口、苦情解決責任者、第三者委員の氏名を明記し、苦情解決責任者は代表取締役である。苦情解決までの説明（申し出た方への説明、公表まで）がない。苦情までに至った案件はない。
通番35.会話でのコミニュケーションが困難な利用者もいるが、家族の協力も得てできるだけ理解できるようにしている。利用者の表情や言動、家族からの連絡事項など、定例会議で話し合い情報を共有している。利用者からの相談や意見があれば速やかに対応している。サービス開始のはじまりの会では当日のスケジュール確認もしている。コミュニケーション手段として「ペクス」ホワイトボードに絵や写真を貼り当日のスケジュール把握を図っている。また、曜日によって、サーキット、リトミック、工作など活動内容を決めている。来所時に同じレクリエーションばかりにならないように、月ごとに曜日の内容を変えている。
通番36.「事故防止　事故発生対応マニュアル」「重大事故マニュアル」「緊急時対応マニュアル」があり、責任者は管理者である。研修に「リスクマネジメント」「事故対応（事故防止と再発防止）」がある。この2～3年は事故はないが、頭を打ったら受診すると決めている。擦り傷は併設事業所の看護師が処置をしている。利用者に発熱や下痢、嘔吐など異常な症状がある時は、家族とともに帰宅または受診している。受診時は「健康チェック表」で症状を伝えている。ヒヤリ・ハットは定例会で報告し検討している。マニュアルの定期的な見直しができていない。
通番37.「衛生管理・感染症対策マニュアル」がある。3か月に1回「感染症対策委員会」「衛生委員会」がある。「感染症（インフルエンザ、新型コロナ）」「熱中症、食中毒」などの研修がある。BCP（事業継続計画）も作成している。必要時には隔離する個室もある。定期的にマニュアルの見直しはできていない。症状別マニュアルに不足があった。
通番38.「非常災害対策マニュアル」があり、保護者用に「非常災害時の対応について」で地震と台風と大雪などへの対応の事業所方針を示している。BCPも作成し担架の見直しもしている。「防災委員会」もある。避難訓練は年2回、消防署員の指導を得ておこなっている。通報、消火、避難訓練をしている。通報の手順は電話設置場所に掲示している。利用者も消火訓練に参加している。救急救命やAEDの使用法の研修もある。災害時に地域における社会資源としての位置づけの方針は立てていない。備蓄品は会社で備えている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目			評価結果	
						自己評価	第三者評価
Ⅲ−２ 福祉サービスの質の確保	Ⅲ−２−(１) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	①	提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。		B	B
	Ⅲ−２−(２) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	40	①	アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。		B	B
		41	②	定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。		B	A
	Ⅲ−２−(３) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	42	①	障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		B	A
		43	②	障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。		B	A

[自由記述欄]

通番39. 法令で決められているマニュアルを作成しているが、身体介護や送迎、プライバシー保護単独のマニュアル、感染症マニュアルでの症状別マニュアルの作成、レクリエーションの手順書などに不足がある。マニしっかりアルの見直しは年1回3月と決めておこなっており、送迎に関してマニュアルはないが、定例会議で検討し内容変更をしたことはある。ただ、見直しの仕組みがしっかりと定められていない部分がある。
通番40. フェイスシート、アセスメントシートを作成している。情報の収集は面談や電話、ラインワークスで聞き取って更新している。個別支援計画作成の責任者は児童発達管理責任者である。利用者（家族）の意向を踏まえ、生活能力の向上や社会との交流、心身の状況に合わせた支援を立案している。「個別支援計画作成の体制は確立しているが、取り組み自体やニーズ把握に十分届いてないところはある」と職員の自己評価がある。
通番41. モニタリングは目標期間に合わせ5か月～6か月ごとに、定例会議でおこなっており、共有もできている。モニタリング時にも利用者（家族）から意向を聞き取っている。その後の利用者（家族）との面談は基本6か月ごとの計画見直し時におこなっており、ビジネスチャットツールでの意向確認が多い。利用者（家族）からの同意を得ている。
通番42. サービス提供記録を担当者が書くが、特にその日に「できたこと、良いこと」を踏まえて書くようにしている。日々のサービス実施状況の職員の記録は家族でも閲覧できるようになっている。
通番43. 個人情報保護に関しては「個人情報の取り扱いマニュアル」「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」「写真等の使用に関する承諾書」を作成している。重要事項説明書内で「機密保持と個人情報の保護について」の記述もある。利用者（家族）に契約時に説明している。収納ケースは鍵をかけ部屋も夜間は鍵をかけている。

Ａ　障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目			評価結果	
						自己評価	第三者評価
Ａ−１ 支援の基本理念	Ａ−１−(１) 自立支援	44	①	障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。		B	A
	Ａ−１−(２) 権利擁護	45	①	障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。		B	A
	Ａ−１−(３) ノーマライゼーションの推進	46	①	誰もが当たり前に暮らせる社会の実現に向けた取組を行っている。		B	B

[自由記述欄]

通番44. 職員は支援プログラムを共有し利用者の意思を尊重して支援にあたり、週１回の定例会議で検討している。大好きな塗り絵で色鉛筆の使い方のルール確認、ミスタードーナツでは自分の好きな物を上限値段の範囲内で選ぶなど、また「はじまりの会」「おわりの会」の司会を交代で担当し、ボードに数字と時計も示しながら時間観念形成を促し、利用者同士の話合いを支援している。強みを引き出し自己決定につながる支援記録も確認した。
通番45. 家族には権利擁護、権利侵害について重要事項説明書を用いて説明している。本人はSST（ソーシャルスキルズトレーニング）の中で「イヤな事があったら全体で話します、大人に言ってね」「あなたは大切」プログラムを学習している。「虐待防止マニュアル」「身体拘束防止マニュアル」を整備し、防止・早期発見の取組み、届出、報告の手順や、緊急やむを得ない場合の一時的な身体拘束について明確にし「身体拘束ゼロの誓い」を定めている。法人設置の虐待防止委員会に所属し権利侵害について検討している。研修は事業所として「虐待防止と権利擁護」「身体拘束について」を実施している。虐待防止に関する責任者を管理者と**している。**
通番46. 玄関から廊下、**室**内へと全てバリアフリーとなっている。買い物は自身で現金を持っておこない、職員は特性に応じて必要な支援をしている。衝動的な行動に対し、してはいけない事は「それを守ろう」と丁寧に繰り返し伝え、得意なことを伸ばし学習にも力を入れて支援している様子が記録からも確認できた。近所の児童公園に行って地域の子ども達とふれあい、町内の専門学校の文化祭に出かけ、外出プログラムではバスに乗り地域の染め物屋で京友禅染めの体験、水族館や鉄道博物館に行く、地域に向けて「銭形フェスティバル」の実施など、地域社会に向けて特性の理解・共有をしている。単体としての「ノーマライゼーションの推進について」の研修はおこなっていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目			評価結果	
						自己評価	第三者評価
Ａ−２ 生活支援	Ａ−２−(１) 意思の尊重とコミュニケーション	47	①	障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。		B	A
		48	②	障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。		B	A
		49	③	障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。		B	A
	Ａ−２−(２) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	①	個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。		B	B
	Ａ−２−(３) 生活環境	51	①	障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。		B	A

[自由記述欄]

通番47.コミュニケーションの手段として、利用者がカードや写真を選びホワイトボードに掲示、また、固有のサインの確認など、一人ひとりを大切に特性（障害）に応じたコミュニケーション手段を理解して職員は支援している。絵カードで帰りの車の位置を示し、何番に乗るか座る位置など理解を促している。発語の少ない利用者の1人に、両手を前に出し手のひらを上にして閉じると「おしまい」を意味する児童がいる、このように家族との習慣も参考に、職員間で共有して活動をスムーズに終了できている。PECS（絵カード交換式コミュニケーションシステム）の用意もあるが、今は発語でコミュニケーションが取れる利用者が多く、難しい利用者も絵カードや写真の使用、表情、ボディーサインなどから思いを伝えることができ、職員も反応から推察し思いを受け取ることができている。
通番48.職員は常に利用者の顔つきや表情に目を配り声をかけ、利用者が学校での対人関係なども話せるように支援している。学校で嫌なことがあったのか泣きながらの来所もあり、別室で話を聴くこともある。家族にそのつど連絡し定例会議で職員は検討して、理解し共有して学校の担任への報告や「下京はぐくみ課」に報告することもある。排泄においても、以前できていたことが進級など環境の変化でできなくなり、家族からの相談を受けたり、本人も不安の中、個別支援計画に組み込みトイレ誘導で改善された事例がある。
通番49.全職員は「強度行動障害実践者研修」を受講し、外部研修や「思春期児童対応研修」にも積極的に参加し課題をすい上げている。苦手同士の利用者は、離して職員が個別に寄り添い落ち着いてもらい、また、思春期にさしかかった利用者への配慮や支援方法を職員間で検討、見直して支援につなげている。併設の訪問看護事業所にも相談して意見を得ている。
通番50.アセスメント項目の食生活や排泄などに気をつける点が多く、個別支援計画に組り込んでいる。好き嫌いに対してもおにぎり1個から細かく聞き取っている。排泄時やヘッドガード装着児童には転倒防止に配慮し、職員が個別に支援している。入浴サービスはないが、アトピー児童には清拭もおこなっている。身体介護マニュアルやその他マニュアルの一部に不足がある。レクリエーションプログラムは固定曜日利用児童に配慮し、曜日ごとの設定を１か月単位で変えている。季節やテーマを決めての工作、壁に投影した映像と音楽に合わせて運動するリトミック、おやつや月に１回の昼食クッキングでは、職員が材料を買いそろえ手順書を作り、料理を利用者がおこない皆で食している。サーキットではブリッジやフラフープを並べ、またいだりくぐったりの障害物競走や風船バレーを用意し、個別に支援内容を検討し実施している。土曜などの終日外出プログラムでは利用者の希望を聞き、鉄道博物館や京都美術館に出かけるなど、プログラムを通し心身の発達や自立に向けた土台作りを身につけている。
通番51.「安全計画」を作成している。事業所内・外の安全点検、各種マニュアルの作定、共有、児童への安全指導、保護者への説明、共有が内容にある。玄関入り口に防犯カメラを設置し、廊下、室内へと全てバリアフリーとなっている。活動スペースは終了後に毎日清掃を行い、おもちゃや机の配置などの安全チェックをしている。活動スペース横にガラス張りの職員室がある、カーテンで一時的に視覚を遮断して必要に応じて利用者と1対1で見守りもしている。また上の階の面談室や屋上なども高揚した感情のクールダウンに使用ができる。利用者の意見をすい上げ「やりたいことができる」「ここが好き」と思ってもらう取り組みを工夫している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	①	障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	非該当	非該当
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	①	障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	B	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	①	障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	B	A
		55	②	医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	B	A

[自由記述欄]

通番52. 非該当
通番53. おやつ買い物プログラムや土曜日のコンビニでの昼食購入、外出での公共交通機関の利用や外食時などの金銭管理の支援をしている。外出プログラムでは利用者の希望を取り入れ、行き先の適応について検討し工夫をしている。高校生など学校でのプログラム内容も先生と連携し職員も理解し共有している。
通番54. 既往歴、通院状況、服薬内容を保護者より聞き個別に記録し、来所時は真っ先にうがい、手洗い、トイレを済ませ健康状態を確認している。新型コロナ流行時には検温を必須項目としていたが、インフルエンザなどの流行期に合わせて実施していく事としている。研修で熱中症や食中毒、感染症、創傷の治療、緊急対応などを実施している。必要に応じて併設の訪問看護事業所にも相談している。利用時間中の体調変化については、迅速に保護者と連絡を取り対応している。事業所としての協力医療機関を定めている。
通番55. 継続的に医療が必要な利用者の受入れはおこなっていない。職員は体調チェックや家庭との情報共有など、健康管理をしている。服薬支援においては、保護者から医師の指示を提供してもらい共有し、内服サポートのみの同意書を交わしている。アレルギーについても保護者からの情報を把握し支援している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
A－2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	①	障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	B	A
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	①	障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	B	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	①	障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	B	A
		59	②	障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	非該当	非該当

[自由記述欄]

通番56. 地域生活のための支援は、買い物スキルの向上や公共交通機関の利用、近隣住民への挨拶、自主通所の中学生には帰りのバス時間管理を指導している。京都市南部クリーンセンター「さすてな京都」へ環境学習、ヤマト宅急便、めんたいパーク琵琶湖の工場見学に出かけ、働くことを知る機会を得ている。また卒業後のイメージを持てる支援は、学校のプログラムがあり実施され、先生と連携して共有し職員も理解をしている。18歳卒業生は就労継続支援B型事業所へ移行したり、生活介護併用や訪問介護、移動支援を使っていることもある。卒業後一緒に就労継続支援B型事業所を訪問したことがある。また、事業所に遊びに来てくれた卒業生もいる。
通番57. 家族への連絡は本人の意思を尊重し、報告は毎回共有アプリ（ＨＵＧ・ラインワークス）や送迎時にも必ずおこない、計画面談時などでも意見交換をしている。またホームページやSNSなどを通して家族は普段の様子を確認する事ができる。緊急連絡先は第１第２までとり緊急時の連絡方法が明確になっている。家族の要望で、自宅マンションの鍵を適切に取り扱う支援を家族と一緒に実施している。送りは自宅マンション下まで、家族は自室内で待ち、利用者自身でエレベーターに乗って上がり自宅の鍵を開けることを繰り返し、できることが増えるようにつなげる支援をしている。
通番58. はじまりの会では全ての物を片付けて座ってから開始する練習をしている。また、おやつ当番、おわりの会のルールを確認し、買い物や外食時の金銭管理、公共交通機関の利用や工場見学などで社会の仕組と働くことを学んでいる。一人ひとりの得意なこと好きなことを把握し目標を持ち、家族や学校、関係機関と連携し、できることを積み重ね意欲の維持向上につないでいる。
通番59. 非該当

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果 自己評価	評価結果 第三者評価
A－3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	①	職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	非該当	非該当

[自由記述欄]

通番60. 非該当